

2017年1月23日

福島県知事

内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団

団 長 神山 悦子

副 団 長 阿部裕美子

同 宮川えみ子

幹 事 長 宮本しづえ

政調会長 吉田 英策

2017年度予算と主な施策についての申し入れ

はじめに

東日本大震災・原発事故から5年10か月が経過しましたが、今もなお、8万人を超える県民が避難生活を強いられています。そうした中、政府は、今年3月末までに帰還困難区域を除いて避難指示解除を住民合意がないままにすすめようとしています。

事故原発の収束・廃炉作業もトラブルがつづき、11月22日の福島県沖の余震で、第二原発3号機の冷却ポンプが停止したことは、再び事故を想起させ、県民に大きな不安を与えています。今年こそ、県民の総意である福島第二原発の廃炉を何としても実現しなければなりません。

今年は、5月3日に憲法施行70周年を迎えます。安倍首相が年頭に伊勢神宮に参拝したあと記者会見し、「新たな国づくりを本格的に始動する」と、首相の持論である憲法「改正」に取り組む姿勢をにじませました。安倍政権は昨年秋再始動させた衆参両院の憲法審査会で論点を絞り込み、現憲法の基本原則を覆す自民党改憲案をもとに改憲案づくりを進めようとしています。

また、安倍政権は、国民の強い批判で3度も廃案となった共謀罪を導入する組織犯罪処罰法改定案を、今度は「テロ等準備罪」と名前を変えて、通常国会に提出することを表明しました。昨年の臨時国会でTPP協定、年金カット法、カジノ法などを次々強行したことに続き、人権を侵す危険な共謀罪法案の4度目となる国会提出を行い、なんとしても成立させようとする安倍政権の強権・暴走姿勢はあまりに異常です。

安倍政権は、一般会計で97兆4547億円に上る2017年度の政府当初予算案を決定しました。看板にしてきた経済政策「アベノミクス」が破綻して税収が伸び悩む中、軍事費の異常な突出と暮らしに関連した社会保障予算などの抑制が特徴です。国民の暮らしも経済もよくなり、 「戦争する国」への暴走で平和が脅かされるばかりです。税金の「集め方」と「使い方」の抜本改革がいよいよ急務です。

また、安倍政権は発生から6年が近づく東京電力福島第一原発事故の「復興」方針を見直すとともに、膨らみ続ける除染や賠償、廃炉などの費用を税金と電気料金に上乗せし、国民にツケをまわそうとしています。事故を起こした東京電力の責任をあいま

いにして国民負担をなし崩しで拡大するのは許されません。事故対策の費用はこれまでの1兆円が2兆1・5兆円に引き上げられたうえ、さらに膨らみ続ける見込みです。国民負担増でなく事故を起こした東京電力と原発メーカー、ゼネコン、金融機関など原発利益共同体と国の責任を明確にした対策がいよいよ必要です。破たんした「核燃料サイクル」からもきっぱりと撤退すべきです。

国による避難指示の解除が次々と強行される中、住民の帰還は進んでいません。除染やインフラ、生活環境が整わないことや第一原発の収束作業、第二原発の廃炉が決まらないといった不安などから帰還を決断できないことは、住民意向調査結果からも明らかです。そうした中で、2017年3・4月の川俣町山木屋、飯舘村、浪江町、富岡町の解除が迫っています。

さらに、県は3月末で自主避難者の命綱である住宅無償提供を打ち切る方針で、避難世帯の戸別訪問を実施しています。各都道府県では公営住宅の確保など、独自の支援策を打ち出していますが、いまだに約10%の世帯で4月以降の住まいの確保が見通せない状況です。昨年12月までに全国56の自治体から「住宅無償提供の継続を求める意見書」が提出されており、県はこの声に応えるべきです。

本県の復興はいまだ緒についたばかりです。特に、住まいや生業、コミュニティの再生を中心とした「人間の復興」は今後も長期にわたる課題です。県民一人ひとりの暮らしと生業の再建、福祉型県政への抜本的転換、憲法と地方自治が生きる県政実現が強く求められます。

2月定例会に先立ち、以上の観点に立つて県の来年度予算を策定し、具体的施策を実施するよう要望します。

一、2017年度当初予算編成について

(1) 予算編成の基本方針について

1. 東日本大震災と原発事故から7年目を迎え、安倍政権の福島県民切り捨て政治から被災県民を守るとともに、避難の有無にかかわらず被災県民は家族間、地域間の差別や分断に苦しめられていることから、一人ひとりの県民に寄り添った支援を強めること。
2. 福島の復興にあたっては、暮らしと生業再建、「人間の復興」を基本に据えること。
3. 県民の暮らしと生業の再建を支援する職員体制を引き続き強化するとともに、特に不足する医療、介護、福祉職員を増員すること。
4. 福島復興の前提となる福島第二原発の廃炉、全国の原発再稼働に反対し、原発ゼロを被災地福島から全国と世界に発信すること。
5. 昨年11月の県民人口が190万人を割る深刻な人口減少に対応するための、本格的な人口増対策として子育て支援の強化、県民健康増進対策、働きやすい雇用環境の醸成に取り組むこと。
6. 日本社会の格差と貧困の拡大が、県民生活にも重大な影響があらわれていること

から、安倍政権が進める医療、介護等社会保障制度改悪に反対し、県民の福祉最優先の県政で、日本一子育てしやすい県、全国に誇れる長寿の県実現に向け、福祉型県政への転換を図ること。

7. 安保法制を廃止し、立憲主義を回復するとともに、憲法に基づく地方自治が活きる県政を目指すこと。
8. 福島の復興を阻害し県民生活を脅かす消費税10%への増税に反対すること。
9. 現代版治安維持法とも言われる共謀罪に反対すること。

(2)イノベーション・コースト構想について

浜通り地域復興の原動力と位置付けられたイノベーション・コースト構想は、避難地域の復興を名目に県外から企業を呼び寄せ新たな街づくりを進め、地球温暖化対策の決定的な内容となる「石炭からの撤退」に真っ向から反するIGCCを推進するなどのハード面が主で、帰還できない人への支援策がないままの避難者置き去りの計画と言わざるを得ないものです。

1. 浜通り地区、避難地域の復興、再生は、国や県の計画押しつけではなく、地域住民が主体的に参画する計画づくりとなるよう、市町村を支援すること。
2. 県が建設を進める産学共同研究施設や、ロボットテストフィールドの運営費は県負担とならないよう、国に財源保障を求めること。
3. いわき市勿来と広野町に新たに建設が予定されているIGCC型の石炭火力発電所がこの計画に位置づけられ、年間360万トンもの石炭が燃料として消費されようとしているが、高効率とはいえLNG火発の2倍のCO₂を排出し、環境負荷は避けられない。世界の温暖化対策の最重点課題である化石燃料からの脱却に真っ向から反するものとなる。再生エネルギー先駆けの地を目指す本県の復興計画の趣旨に照らしても、石炭火力発電所計画は見直すこと。

併せて、石炭火発の増設を前提とした小名浜東港の大幅拡張を含む小名浜港長期構想も見直すこと。

4. 宇宙、航空産業の育成、誘致が掲げられているが、軍事産業開発につながらないよう十分留意すること。

(3)安全、安心の県政を

1. 全国的に異常気象等による災害が頻発していることから、災害に強い県土づくり、防災対策を強化すること。
2. 県が管理する公共施設の耐震化、老朽化対策を進めるとともに、個人住宅など民間施設の耐震化促進に向けた対策を強化すること。
3. 県道や県管理河川の維持、修繕予算を大幅に増額し、安全、安心の確保に努めること。
4. 県民の要望が強い信号機設置と遅れている老朽信号機の更新に向け、大幅な予算増額を図ること。

二、県内原発全基廃炉を必ず実現し、再生可能エネルギーの推進で「原発ゼロ」を福島から

1. 福島第二原発の廃炉を福島復興の大前提とし、国、東京電力に強く求めること。
2. 原発事故の被害を経験した福島県の責任として、「原発ゼロ」を国内外に発信するとともに、原発再稼働、原発の海外への輸出にはきっぱり反対すること。県として事故原因の究明を図ること。
3. 廃炉作業での人的ミスも含めた危機管理の徹底を国、東京電力に求めること。福島第一原発の収束作業に従事する労働者の安全と待遇の改善、多重下請け構造の改善を求め、国家的プロジェクトにふさわしい待遇にするよう国、東京電力に求めること。
4. 政府が打ち出した21・5兆円の廃炉・賠償費用を新電力や国民負担とせず、東京電力と原発利益共同体の負担とするよう国に求めること。
5. 汚染水対策については東京電力に必要な資料を提出させ、国内外の英知を結集して対処するように求めること。
6. 原発の再稼働を前提にし、石炭を燃料とする火力発電を推進する「長期エネルギー需給見通し」の撤回と再生可能エネルギーの推進を国に求めること。
7. 自然エネルギー、再生可能エネルギーの推進にあたっては、住民参加ができるものとし、エネルギーの地産地消、地元企業、団体の育成・支援に力を尽くすこと。

三、除染の促進と中間貯蔵施設、管理型処分場について

避難区域及び、市町村実施の除染のうち住宅除染はほぼ終了の見通しとなっていますが、生活圈森林、道路側溝除染はこれから本格化する市町村もあり、安心して住める環境回復にはまだ多くの努力が必要です。

(1) 除染の促進について

1. フォローアップ除染については、ガラスバッジによる被ばく量確認ではなく、これまでの除染の基本方針に則り、空間放射線量毎時0.23 μ シーベルトを越す地点を対象として実施するよう国に求めること。
2. 側溝の堆積土砂の除去に当たって、新たな仮置き場や保管場所が確保できない場合は、除染の仮置き場が活用できるよう柔軟な運用を国に求めること。
3. 森林除染が進まないことから、生活圈森林除染は宅地から20mに限定せず、合理的範囲を地元市町村が実施できるようにすること。
4. 森林除染モデル事業については、17市町村に限定せず、希望する市町村は事業対象にすること。
5. 避難解除地区や今年避難解除予定地域内の除染については、住民が納得するまで放射線量低減対策を講じること。
6. 国直轄で実施した除染による廃棄物は優先的に搬出し、安心して帰還できる環境の回復を国に求めること。

7. 原発事故から6年が経過しても未だ仮置き場への搬入が進まない市町村が少なくない実態を踏まえ、保管料の支払い制度を国に求めること。

(2) 中間貯蔵施設、管理型処分場について

1. 中間貯蔵施設の用地交渉は、国が加害者の立場で地権者の意向を良く聴き迅速な対応で促進をはかるよう求めること。
2. 中間貯蔵施設立地町に県が交付した交付金の活用は、立地町の自主性を尊重すること。
3. 管理型処分場設置については、立地町のみならず隣接する檜葉町住民の要望を良く聴き、住民合意が得られたのちの運用となるよう国に求めること。
4. 富岡、檜葉両町への県の交付金活用についても、地元両町の地域振興計画を尊重すること。

四、全ての被災県民に対する完全賠償について

商工業の営業損害賠償打切りに続いて示された農林業の営業損害・風評被害等についての東京電力の賠償素案については関係者からの強い批判のもとで、避難区域内は年間逸失利益の2倍から3倍へ、避難区域外は従来の賠償方式を1年延長する変更となりました。しかし、商工業のように、不当な打切りや値切りが行われる可能性があり、損害がある限り賠償するという基本方針に基づく賠償を誠実に行うよう国と東京電力に強く求める必要があります。

1. 東京電力に対して不当な打切りや値切りを止めるよう求めるとともに、国に対しても東京電力を指導するよう求めること。
2. 相当因果関係の有無については、だれもが納得できる客観的な判断基準を明らかにするよう求めること。
3. 賠償金の非課税措置を国に求めること。事業者への財物賠償金が事業収入扱いされ課税対象となるため、事業再建の障害となっていることから、国に特例措置を求めること。
4. 全ての県民が被った精神的損害について適正に賠償されるよう国、東京電力にもとめるとともに、ADRに個人または集団で申し立てを行っている県民のたたかいを支援し、個別和解案が同様の事例にあまねく適用されるよう、国、東京電力に求めること。
5. ADR和解案については、加害責任を自覚し、速やかに応じるよう東京電力に求めること。
6. 原子力損害賠償紛争審査会に対して、被害の実態に即した新たな賠償指針を示すよう求めること。
7. 県商工会連合会のアンケートでも明らかなように、原発事故で営業利益が今も減少していると回答した事業者の約30%、また営業利益が5割以上減少していると回答した事業者の65.2%が「自分の事業には賠償が出ないと思った」と

回答し、請求もしていない。実態を詳細に把握し、支援を行うこと。

五、一人ひとりの被災者の暮らしと生業の再建について

1月9日に放映されたNHK「原発事故5年、増加する被災地の自殺」は、避難指示解除後、いち早く川内村に戻ってコメ作りに張り切っていた30代夫婦が自殺するという衝撃的な内容でした。一人ひとりが希望を持って生きることができるように人間復興を基本にした支援策の強化が求められています。

(1) 被災者支援について

1. 避難指示の解除に当たっては、住民の意見を尊重し国が一方的に解除を行うことがないように求めること。
2. 避難者の帰還の前提となるインフラの整備に万全を期すこと。
3. 2018年3月で終了となる生活費増加分を含む精神的損害賠償については、避難指示が解除されても継続するよう国に求めること。
4. 仮設・借り上げ住宅の供与期間については、2018年3月以降もさらに延長を求めること。檜葉町については2018年3月までとせず、延長すること。
5. 仮設・借り上げ住宅の住み替えについては、避難生活の長期化に伴う生活環境の変化に応じ、柔軟に対応するよう国に求めること。
6. 仮設住宅の集約化は、被災者に配慮し慎重に行うこと。
7. 自主避難者に対する住宅無償提供を継続するとともに、2年間とした家賃補助を見直すこと。
8. 復興公営住宅の建設を促進すること。
9. 地震・津波被災者の持ち家再建を支援するため、国の被災者生活再建支援法の支援金引き上げを求めるとともに、県として独自の支援を行うこと。

(2) 生活と健康対策について

1. 避難者の関連死が増え続けている中、心のケア対策を強め、避難者に寄り添って支援できる生活支援相談員を増員するためにも労働条件改善に取り組むこと。単年度毎の交付金の見直しを国に求めること。
2. 避難指示解除後も帰還が進まず、帰還しても元の暮らしに戻れない旧緊急時避難準備区域については、賠償の継続と生活支援策を国に求めること。
3. 子ども・被災者支援法が機能するよう国に求めること。
4. 医療・介護の保険料、利用料等の減免を継続すること。

六、農林水産業、中小企業、観光の復興について

(1) 農林水産業について

1. 原発事故で大打撃を受けた農林水産業の再建を本県復興の重要な基盤と位置付け、家族農業者とその協同を基本に、自然の力を生かした持続的・循環型の生産を構築すること。

2. 福島県の気候、立地条件を生かした米と野菜、果樹、花卉と畜産など複合経営による経営の安定と集落営農を推進し、耕作放棄地の解消を図ること。
3. 福島県の米や果樹など他県に劣らぬ品種改良や新たな品種開発を促進するため、予算を増額すること。
4. 牧草地のカリ散布については土壌の分析調査を行い、カリ過多になっていないかどうかを確認し、適正な対応と指導を行うこと。
5. イノシシの生態の実態調査を行い、実態に見合う「イノシシ管理計画」とすること。
6. 2019年4月の福島大学食農学類開設に向けて、県として積極的に支援すること。

(2) 中小商工業について

1. グループ補助金等の積極的な適用で県内中小企業の再生・再建がなされるよう支援するとともに、中小業者の経営支援に積極的にかかわること。
2. 県が進める「新産業創造プロジェクト」が県外からの企業呼び込み型にならず、県内中小業者が参入できるよう支援すること。
3. 県内中小業者への支援と合わせ、安定的な雇用を確保するための支援と求職者への情報提供を行うこと。

(3) 観光について

1. 風評被害が続く、本県観光の振興について、積極的なキャンペーン活動に取り組むなど温泉街など観光地の賑わいを取り戻すために力を尽くすこと。
2. 教育旅行の再生については、予算を増額し広く公募すること。

(4) 雇用・労働条件の改善について

1. 非正規雇用から正規雇用へ切り替え、長時間労働を規制するために労働法制の抜本的な改正を国に求めること。
2. 中小企業に対する賃金助成や社会保険料の減免などの本格的支援を行い、時給1,000円以上への早期実現と、1,500円への引き上げを国に求めること。
3. 長時間労働、過労死を根絶し働く者の健康を守るために企業・団体に申し入れを行うとともに、法的規制の強化を国に求めること。
4. 県採用の非正規職員の正職員化と処遇の改善をおこなうこと。

七、福祉型の県づくりを進めることについて

(1) 医療・介護・福祉等について

1. 安倍政権がすすめる社会保障費の「自然増削減」路線は、医療費負担増、年金削減、介護サービス取り上げ、生活保護切り下げなど、県民の生存権を脅かし、不安を増大させている。社会保障削減路線を中止し、拡充を図るよう国に求める

こと。

2. 震災後、困難になっている医療・介護・福祉労働者の確保のため、県が独自の賃金引上げや処遇改善を行うこと。特に厳しい浜通り地域の対策を強化すること。
3. 介護施設が介護報酬引き下げで厳しい運営を迫られていることから、介護報酬の引き上げを国に強く求めること。
4. 特養ホームを増設し、待機者を早急に解消すること。
5. 原発事故後も避難せず原発関連労働者や住民の治療、また、住民の帰還にも重要な役割を果たしている高野病院存続のための支援を行うこと。
6. 国保事業においては2018年度からの県事業化をふまえ、県は市町村に対し、国保税負担軽減のための独自支援策を行うこと。国に対し、低所得者対策の確実な財源保障、国保事業のペナルティ撤回を求めること。また、資格証・短期被保険者証発行を行わないよう市町村を指導すること。
7. 大震災原発事故を受けた県として、がん検診や各種検診の無料化を進め検診率向上のため市町村を支援すること。
8. 難病患者の治療を行う医療機関と医師の拡充を行うこと。また、人工透析を行う医療機関を拡充すること。
9. 震災後6年が経過する中、増え続けている震災・原発事故関連自殺に対し、原因の分析と対策を積極的に進めること。

(2) 生活困窮者対策について

1. 生活保護受給率が地域によってアンバランスな状況から見て、申請が水際で抑制されることのないよう現場職員に徹底し、注意を喚起すること。
2. 公営住宅の家賃減免を県に準じて実施するよう市町村を支援すること。非正規雇用など不安定労働が増える中、若者も入居できるようにすること。
3. 路上生活者の公営住宅入居にあたっては、災害に準じた扱いにすること。

(3) 障がい者支援について

1. 手話言語法の制定を国に求めるとともに、県としても手話言語条例を制定すること。
2. 市町村から委託を受けて行われている特定相談支援事業が安定運営できるように制度の改善を国に求めるとともに、県独自の支援を行うこと。
3. 障がい者や高齢者の外出や野外活動に不可欠なリフトバス導入の支援の拡充を国に求め、県も独自の支援を行うこと。
4. 中途失明者緊急生活訓練事業については、視覚障がい者の生活訓練を専門とする有資格の技術者を配置すること。

八、子どもの健やかな成長と教育の充実について

(1) 子どもの貧困・子育て支援等について

1. 子どもの貧困対策については、実態調査に基づき早期に推進計画を策定し具体化を図ること。そのためにも、子ども未来局の体制を強化すること。
2. 子ども食堂への支援を行うこと。
3. 子どもを生み育てやすい環境づくりに向け、国へ雇用・労働政策の抜本的見直しを求め、県として各団体に協力要請を行うこと。
4. 18歳までの医療費無料化制度の継続、その財源を国に求めること。県の所得制限およびレセプト1件1,000円の足切りによる市町村負担を撤廃すること。
5. 保育所を増設し、待機児童解消と保護者の負担の軽減のために市町村を支援すること。
6. 学童保育所の増設と指導員の処遇改善のため、県が市町村を助成すること。
7. 「引きこもり」の実態調査を行い支援体制をつくること。
8. 激増している児童虐待対応に見合う児童福祉司の大幅増員をはかること。県中児童相談所については一時保護所と一体に整備を図ること。
9. 全国から立ち遅れている情緒障がい児短期治療施設を県として設置すること。

(2) 教育問題について

大震災・原発事故の被害を受けた本県の子どもたち一人ひとりが健やかに育つ教育環境をつくるのが重要です。教育基本法に掲げられている「人格の完成」の視点から教育行政にあたることを求めます。

1. 被災児童や一人ひとりに行き届いた教育が進められるよう、30人学級の全学年実施と正規教職員の増員を図ること。
2. いじめ問題の深刻な現状が6年目にして表に現れてきていることから、県内外の実態の把握と対策を強化すること。掛け持ちでなく各学校に常勤のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置すること。
3. 県教育委員会が進める「頑張る学校応援プラン」については、学力偏重ではなく「人格の完成」という教育本来の目的に立ち、子どもの自主性を尊重し、教職員の主体性・専門性を生かし、保護者、地域との連携を重視すること。
4. ゆとりを持った教育ができるよう、教員の超多忙化状態解消に努めること。
5. 小学校での英語教育については、英語教員の確保等、条件整備を進め、拙速な実施はしないこと。
6. 発達障がい児の増加等をふまえて、特別支援学校の全体整備計画を早期に見直し、大規模化・長距離通学の解消をはかること。
7. 虫歯予防対策のフッ素洗口については、教育現場等に強制とならないようにすること。
8. 学校給食費の無料化・軽減を図るため、市町村を支援すること。
9. 小中学校の図書館に専任の図書館司書を正規で配置できるよう市町村を支援すること。
10. 特別支援学校、県立高校へのエアコン設置を促進すること。県立学校の維持管

- 理費を増額し、燃料代の保護者負担の解消、学校図書購入費の増額を図ること。
11. 地域創生に逆行する学校の統廃合は、地域住民や保護者の意見を十分に聞くこと。
 12. 公立・私立にかかわらず、無利子奨学金や給付型奨学金の拡充を国に求め、県独自にも創設すること。震災特例奨学金継続を求め、周知を徹底すること。
 13. 震災後厳しくなっている私学に対する支援を強めること。
 14. 大学への運営交付金削減を行わないよう国に求めること。
 15. 18歳選挙権が実施されたことから、政治や社会に目を向けた主権者教育及び労働基本権など働くルールの学習を充実させること。
 16. 県として夜間中学校を設置すること。

以 上